

## 山口県報

令和5年  
8月22日  
(火曜日)

## 目次

## ○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課) ..... 一  
救急病院の認定(医療政策課) ..... 二



## 山口県告示第二百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年八月二十二日から同年九月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年八月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 UBE株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 UBE株式会社生産・技術本部宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能 ( $m^3$ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
四七ーハ	〇・二五	令和五、一 一、一	令和五、一 二、一五	令和六、一 一、一〇	断続 二二時間 変動なし

備考 「四七ーハ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
四七七八	八(五)八、五〇〇	三〇〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
	四〇〇	四〇〇	〇・〇〇五
	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇〇七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常	最 大	
No. 10 排 水 口	七・五	四・六	二一〇
No. 7 排 水 口	八・三	三・一	〇・〇六
No. 6 排 水 口	〃	〃	〃
No. 3 排 水 口	七・五	三・五	一五
No. 2 排 水 口	七・二	五・六	〃
No. 1 排 水 口	七・四	一〇・九	二〇

山口県告示第二百四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年八月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

医療法人周友会徳山病 周南市南浦山町五番一四号

令和八、九、三〇

令和五年八月二十二日印刷

令和五年八月二十二日発行

発行所 山口県知事